

## ○宝塚市防災会議条例

昭和38年 6月21日 条例第16号  
昭和49年 4月 1日 条例第16号  
昭和61年 3月28日 条例第16号  
平成12年 3月29日 条例第19号  
平成17年 9月29日 条例第59号  
平成24年10月12日 条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、宝塚市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平12条例19・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宝塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査し、審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平12条例19・平17条例59・平24条例42・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までに掲げる委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭61条例16・平24条例42・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(宝塚市水防協議会条例の廃止)

2 宝塚市水防協議会条例(昭和56年条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の宝塚市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により宝塚市防災会議の委員に任命されている者は、第1条の規定による改正後の宝塚市防災会議条例第3条第5項第9号の規定により宝塚市防災会議の委員に任命

された者とみなす。